



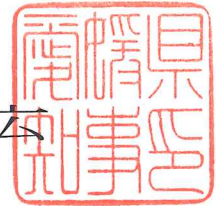
医療機器修理区分追加許可書

氏名又は名称 株式会社三和医科器械

令和 7 年 6 月 18 日付けで申請のあった修理区分の追加を
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年
法律第 145 号）第 40 条の 2 第 5 項の規定により、申請のとおり許可する。

令和 7 年 6 月 23 日

愛媛県知事 中 村 時 広



特定保守管理医療機器に係る修理区分 : 画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分 : 画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
歯科用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連